平成２２年（フ）第３６２号
盛岡市前九年３丁目７番１―201号、旧住所盛岡市三本柳21地割73番地１
債務者　藤原　光江
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３６６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口183番地１　アリゼＳ302号
債務者　菊池　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６５号
茨城県水戸市平須町1820番地の73
債務者　新島　庸一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６６号
茨城県水戸市平須町1820番地の73
債務者　新島　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７８号
茨城県水戸市千波町2770番地の１　千波ハイツＡ棟201号、旧住所東京都稲城市矢野口354番地の１　矢野口住宅501
債務者　竹口　由香
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９３号
茨城県笠間市旭町322番地18　セドラスコート704、旧住所茨城県笠間市下郷992番地205
債務者　長谷川幸男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１１号
茨城県笠間市池野辺841番地２
債務者　木村　和子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１６号
茨城県笠間市鯉淵6522番地４、旧住所茨城県水戸市笠原町217番地　ロイヤルガーデンカーサハラＤ棟101号
債務者　田所　　仁
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２２号
茨城県水戸市青柳町3822番地の４
債務者　森茂さよ子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田1887番地48
債務者　髙橋　秀雄
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６１号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田1887番地48
債務者　髙橋　典子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４６号
埼玉県本庄市小島２丁目６番13号　Mタウン　ⅡＢ号室
債務者　アラカキテイシェイラ麻衣子(旧姓森)
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１７号
神奈川県平塚市大神2008番地の７　イシバシハイツ203
債務者　石川　陽一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３４４号
神奈川県秦野市緑町12番７号
債務者　高橋政一郎
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３４７号
神奈川県平塚市中堂６―５　第一寿美や荘202号室、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市萩園1270番地155
債務者　高橋　直巳
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５３号
神奈川県伊勢原市田中300番地の１　モンテールイセハラ703号
債務者　加藤　　守（旧姓小橋口）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２６号
神奈川県小田原市栢山2439番地の１共立第２栢山マンション２号棟501号
債務者　稲村　眞弓
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部